

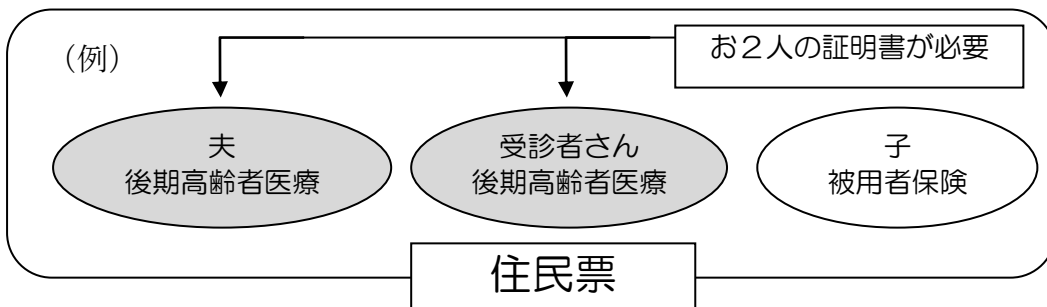
## 「支給認定基準世帯」の所得の確認する住民税の所得課税証明書

「支給認定基準世帯」の単位については、同じ医療保険に加入している方の範囲となります。

「支給認定基準世帯」の所得は、その世帯における医療保険の保険料の算定対象となっている方の所得を確認することとなります。次からの説明図を参考にしてください。

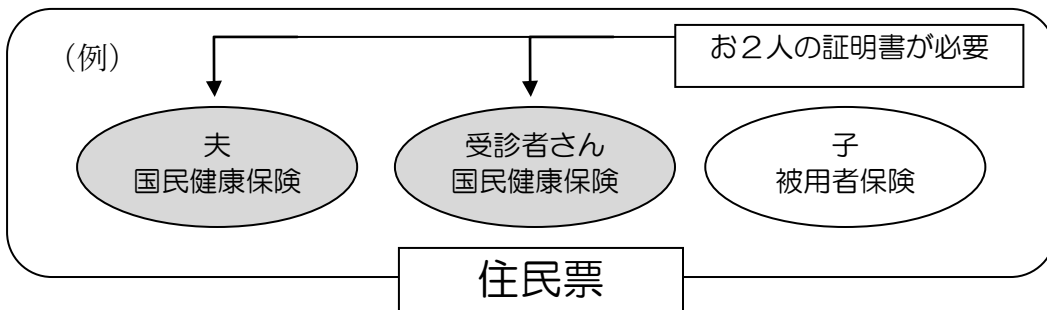
○受診者の方が加入している医療保険が後期高齢者医療制度の場合

→ 住民票内の被保険者全員の所得を確認することができる書類を提出してください。



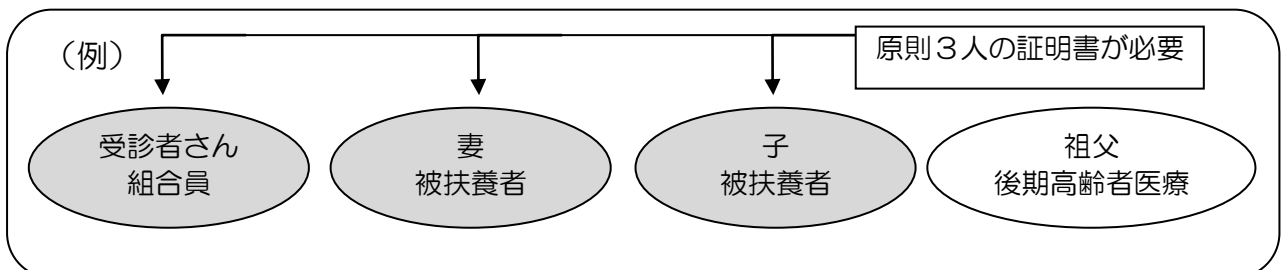
○受診者の方が加入している医療保険が市町村の国民健康保険の場合

→ 住民票内の被保険者全員の所得を確認することができる書類を提出してください。



○受診者の方が加入している医療保険が〇〇国民健康保険組合の場合

→ 組合員及び世帯でその扶養になっている人全員の所得を確認することができる書類を提出してください。

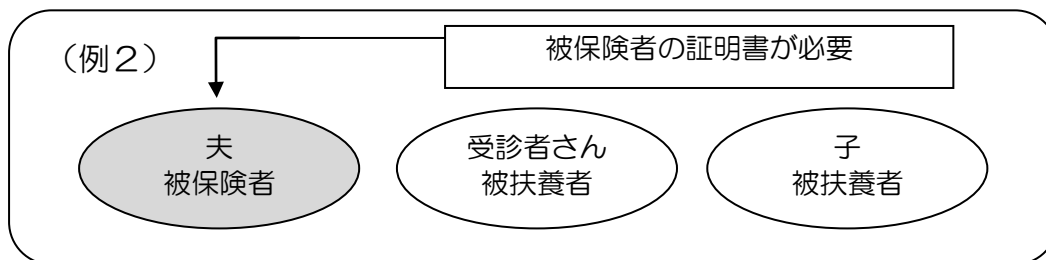
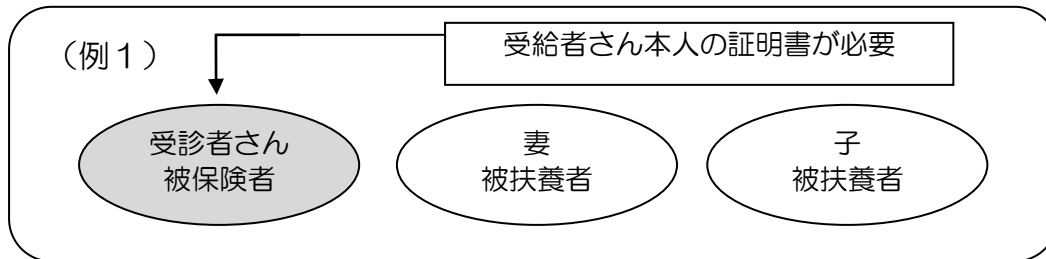


○受診者の方が加入している医療保険が**被用者保険\***の場合

(※全国健康保険協会、各種健康保険組合、各種共済組合)

→ 被保険者の所得を確認することができる書類を提出してください。

(被保険者が住民税非課税である場合には、受診者の所得に関する書類が必要となります。)



自己負担上限月額表(単位：円)

階層区分	階層区分の基準		患者負担割合：2割		
			一般	高額かつ 長期	人工呼吸器等 装着者
生活保護	—		0	0	0
低所得 Ⅰ	市町村民税 非課税 (世帯)	本人年収 ～80万円	2,500	2,500	1,000
低所得 Ⅱ		本人年収 80万円超～	5,000	5,000	
一般所得 Ⅰ	市町村民税 課税以上 7.1万円未満		10,000	5,000	
一般所得 Ⅱ	市町村民税 7.1万円以上 25.1万円未満		20,000	10,000	
上位所得	市町村民税 25.1万円以上		30,000	20,000	